

政令第二百十九号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四十条第二項及び第三百三条第一項並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第一条 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書及び第三項第一号ただし書中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第二十一条第一項中「、第十七条及び第十八条」を「及び第十七条から第十九条まで」に、「同条」を「第三条」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十条」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書中「ときには」を「ときは」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(無線設備等保守規程の認定申請手数料)

第十九条 法第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、六二、九〇〇円とする。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正)

第二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和五十八年政令第十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第五号の表(三)の表備考1中「第六条第一項第四号の船舶地球局」を「第六条第一項第四号口の船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)」に改める。

(電波法施行令の一部改正)

第三条 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第三級総合無線通信士の項第二号イ、第四級海上無線通信士の項第一号、第一級海上特殊無線技士の項第二号及び第二級海上特殊無線技士の項第一号中「船舶地球局」の下に「(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)」を加え、同条第四項中「電鍵開閉操作」を「電鍵開閉操作

」に改める。

附 則

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

理由

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、無線設備等保守規程の認定申請手数料の額を定める等、電波法関係手数料令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。